

判決年月日	平成 2 0 年 6 月 3 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)10338号		
○ 名称を「パンチプレス機における成形金型の制御装置」とする発明に係る特許につき、引用発明との相違点に関し、容易想到でないとした審決の判断に誤りがあるとし、別の相違点について容易想到であるとした審決の判断が誤りであるとの被告の反論主張を排斥し、審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

本件は、被告らの有する「パンチプレス機における成形金型の制御装置」の発明に係る特許（本件特許）について、原告が無効審判請求をしたところ、特許庁は、被請求人である被告らの訂正請求に係る訂正を認めた上、審判請求は成り立たないとの審決をしたため、原告が、同審決の取消しを求める事案である。

審決は、被請求人である被告らの請求に係る訂正を認めた上、請求人である原告が提出した引用文献（甲 1 ～ 4 ）に記載された発明との相違点を認定した上、第 2 相違点（金型番号に対応するプレスモーション番号を記憶する金型情報メモリ部を備えていない点等）に係る構成とすることについて、引用文献には「『金型番号に対応するプレスモーション番号を記憶する金型情報メモリ部』について、記載ないし示唆は存在しない」などとして、引用文献記載の発明に基づいて本件発明に係る特許を無効とすることはできないとした。

本判決は、取消事由として主張されている第 2 相違点の判断に関し、以下のとおり判示した。

「本件特許出願時において、機械制御に用いる複数の制御条件を番号や記号により特定して記憶するとともに、その番号を工具や被加工品の種別と対応させて記憶し、工具や被加工品の種別から、それらに応じた制御条件に関するデータを読み出して設定するようにすることは、普通に行われていた周知の技術であると認められるから、甲 1 発明の『加工プログラム中の工具番号に対応する、基板の材質、枚数に応じた、工具回転数や穴明速度等の加工条件データを記憶する』記憶部を、甲 1 発明のように加工条件データを直接記憶することに代えて、『それぞれの加工条件データを特定する番号を記憶する』とともに、『加工条件データ番号により特定した加工条件データを別に記憶しておく』ようにし、本件発明の『金型情報メモリ部』のように構成することは、当業者が必要に応じて適宜なし得る程度のことというべきである。

また、複数の工具や被加工物に対して共通して用いる制御条件に関するデータを、同一の番号や記号により対応させて記憶するようにし、データ量を削減することも通常行われ

ていたと認められるから，上記のとおり，甲１発明に，『それぞれの加工条件データを特定する番号を記憶する』とともに『加工条件データ番号により特定した加工条件データを別に記憶しておく』周知技術を適用し，本件発明の『金型情報メモリ部』のように構成した場合に，データ量を削減することができ，ひいて『記憶容量を少なくすることができる』との効果を奏することも，当業者が予測し得たことであると認められる。

したがって，甲１発明に基づいて，第２相違点に係る『金型情報メモリ部』を備えるように構成することは，当業者が容易に想到し得たことであるというべきであり，この点についての審決の判断は誤りであるから，取消事由は理由がある。」

次に，審決が容易想到であると判断した第１相違点について，被告らが，仮に第２相違点についての審決の判断が誤りであったとしても，審決の第１相違点についての判断は誤っているとの主張に対して，以下のように判断している。

「甲１発明の『加工に使用すべき工具番号が記録された加工プログラムを読み取る手段と，加工プログラム中の工具番号に対応する，基板の材質，枚数に応じた，工具回転数や穴明速度等の加工条件データを記憶する記憶部と，加工プログラムによる加工時に，加工プログラムから読み取った工具番号により，当該工具に対応する加工条件データに従い工具を駆動する制御装置』を本件発明のようなパンチプレス機の制御装置に適用するに当たり，工具番号を成型金型の番号としても良いこと，パンチプレス機においても，基板の材質，枚数に応じて加工条件を設定する必要があることは明らかであるから，甲１発明の制御装置をパンチプレス機の制御装置に適用することに格別の困難性があるものということとはできない。また，パンチプレス機が，複雑な制御を必要とするとしても，それは，パンチプレス機の制御装置が元来備えているべき特性というべきであって，パンチプレス機のそれぞれの加工方法に対して，甲１発明の制御装置が備える制御方法を適用することができるのであるから，甲１発明をパンチプレス機に適用することが困難であるということとはできない。」

なお，本判決においては，被告らの主張に対する判断に関して，次のように説示されている。

「ところで，特許無効審判等，いわゆる当事者系審判に係る審決の取消訴訟は，特許庁長官ではなく，当該審判における相手方を被告として提起すべきものとされている点で，形式的当事者訴訟の性格を有することは明らかであり，また，形式的当事者訴訟は，本来抗告訴訟の性格を有する訴訟について，政策的配慮に基づき，処分庁（あるいは，処分庁の属する行政主体）に代えて，処分手続における対立当事者に被告適格を認めたものであることを考慮すると，本件のような特許無効審判に係る審決の取消訴訟において，被告が審決の判断の誤りを主張することは背理であり，許されないとする考え方にも一理あるところといえる。他方，このような主張が許されないとする実定法上の根拠は見当たらず，ま

た，当該主張が，審決の結論を結果的に維持することを目的とするものであることを考慮すれば，許されないとするには及ばないとの考え方もあり得るところである。

しかるところ，仮に，被告らはこのような主張をすることができると解するとしても，本件においては，上記・・・のとおり，被告らの主張には理由がないのであるから，結局，いずれの考え方を採用したとしても，本判決の結論に差異が生ずるものではない。すなわち，本件における被告らの主張は，上記の問題に関する考え方のいかに関わらず，いずれにせよ失当といわざるを得ない。」